

福岡県公報

令和三年一月八日
第百六十五号
増刊
①

目次

規則(第二号)

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(生活安全課) ……………一

規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和三年一月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例(令和二年福岡県

条例第三十号)の施行期日は、令和三年四月一日とする。